

大阪市立芸術創造館条例を公布する。

大阪市立芸術創造館条例

(設置)

第1条 大阪市立芸術創造館(以下「創造館」という。)を大阪市旭区中宮1丁目に設置する。

(目的)

第2条 創造館は、演劇、舞踏、音楽その他の舞台芸術(以下「演劇等」という。)の創作、練習又は発表の場を提供することにより、演劇等に携わる者の活動を支援するとともに、市民の文化交流を促進し、もって芸術及び文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 創造館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 演劇等の公演、発表会又は交流会の開催
- (2) 音楽作品の制作
- (3) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 創造館の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条の規定により創造館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、創造館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は創造館の効用を發揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 創造館の供用時間は、午前10時から午後10時30分までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、創造館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第6条 創造館の施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第6条の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者

- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者  
(利用料金)

第10条 市長は、指定管理者に施設及びその附属設備の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる金額(施設の附属設備については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における演劇室及び音楽室の利用料金の額は、前項の規定による金額の5割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額の変更をしようとするときも、同様とする。
- 5 使用者が使用時間を超えて演劇室又は音楽室を使用した場合における超過時間に対する利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額の変更をしようとするときも、同様とする。
- 6 市長は、前3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は利用料金を免除することができる。
  - (1) 本市が第3条各号に掲げる事業のために使用するとき
  - (2) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
- 8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
  - (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき
  - (2) その他市長が特別の事由があると認めるとき  
(管理の代行)

第11条 創造館の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するものに行わせる。  
(指定申請の公告)

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 創造館の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項  
(指定申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長の定めるところにより、創造館の管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。  
(欠格条項)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。
- (1) 破産者で復権を得ないもの
  - (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
  - (3) その役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
    - ア 第1号に該当する者
    - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (指定管理予定者の選定)

第15条 市長は、第13条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの(以下「指定管理予定者」という。)として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし創造館の効用を最大限に発揮するとともに、創造館の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 創造館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、創造館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第16条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は創造館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる創造館の事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他創造館の管理に関すること

(施行の細目)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(平成12年1月15日施行、告示第23号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成17年9月22日条例第92号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第314号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第13条の次に7条を加える改正規定(第15条から第18条まで及び第19条前段に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月29日条例第62号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立芸術創造館条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第3項から第5項までの規定による利用料金の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定及び改正後の条例第10条第6項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成21年9月18日条例第81号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和7条例1)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和7年2月26日条例第1号)抄

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	利用料金
演劇室	1室1日につき 19,800円
音楽室	1室1日につき 24,000円
駐車場	1台1日1回につき 1,000円

大阪市立芸術創造館条例の一部を改正する条例

大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p><u>5</u> <u>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における演劇室及び音楽室の利用料金の額は、前2項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> 市長は、<u>第3項から前項までの承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。</u></p> <p><u>8・9</u> [略]</p> <p><u>(指定管理予定者の選定手続の特例)</u></p> <p><u>第16条</u> 市長は、<u>連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>5</u> [同左]</p> <p><u>6</u> 市長は、<u>前3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。</u></p> <p><u>7・8</u> [同左]</p> <p>[新設]</p>

更により当該指定の期間の開始前又は当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第12条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体(以下「変更後の構成員による連合体」という。)を創造館の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、その行おうとする創造館の管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の創造館の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、前2条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は創造館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

(指定管理者の指定等の公告)

第16条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は創造館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

きも、同様とする。

第18条・第19条 [略]

別表（第10条関係）

区分	利用料金
演劇室	1室1日につき <u>21,800円</u>
音楽室	1室1日につき <u>26,400円</u>
[略]	

も、同様とする。

第17条・第18条 [同左]

別表（第10条関係）

区分	利用料金
演劇室	1室1日につき <u>19,800円</u>
音楽室	1室1日につき <u>24,000円</u>
[同左]	

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第18条を第19条とし、第17条を第18条とする改正規定、第16条の改正規定及び同条を第17条とし、第15条の次に1条を加える改正規定 公布の日

(2) 次項の規定 令和9年4月1日

(準備行為)

- この条例による改正後の大阪市立芸術創造館条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第3項から第6項までの規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定及び同条第7項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 改正後の条例第10条第5項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設（改正後の条例第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金について適用し、施行日以前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日以後の施設の使用に係る申請が附則第2項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第10条第7項の規定による利用料金の額の公告の日前に行われた場合における当該施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

大阪市立芸術創造館規則を公布する。

大阪市立芸術創造館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立芸術創造館条例(平成11年大阪市条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付時期)

第2条 条例第10条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)は、条例第4条第2項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が定める日までに支払わなければならない。

(附属設備の利用料金)

第3条 条例第10条第3項の市規則で定める附属設備の種別及び金額は、別表のとおりとする。

(指定申請の公告事項)

第4条 条例第12条第5号の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)を受け付ける期間(以下「受付期間」という。)

(2) 指定申請に必要な書類

(3) 条例第14条各号のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿及び履歴書

(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書(これに相当する書類を含む。)

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

(4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類

(7) 条例第14条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

(8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの大阪市立芸術創造館(以下「創造館」という。)の管理に関する事業計画書及び収支予算書

(9) 創造館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第6条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第7条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

(2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

(3) 創造館の管理の業務の実施状況

(4) 創造館の利用者数、施設の稼働状況その他の利用状況

(5) 創造館の管理に要した経費等の収支の状況

(6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後)2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得な

い理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第8条 創造館の施設の使用の許可を受けた者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済戦略局長が定める。

附 則

1 この規則は、平成12年1月15日から施行する。

2 平成12年5月1日から平成13年3月31日までの期間内における施設の使用に係る第3条第4項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「当該期間の最初の日の属する年の前年の9月1日から同月30日まで」とあるのは「平成12年1月15日から同月18日まで」と、同号中「当該属する年の」とあるのは「同年」とする。

附 則(平成13年4月1日規則第83号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第35号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 大阪市立芸術創造館の指定管理者の指定手続に関する規則(平成17年大阪市規則第118号)は、廃止する。

附 則(平成21年8月21日規則第118号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第136号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第49号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

種別	単位	利用料金
音響設備A	一式	1日1回につき 5,000円
音響設備B	一式	1日1回につき 2,000円
音響装置	一式	1日1回につき 5,000円
MDラジオカセットレコーダー	1台	1日1回につき 400円
照明設備A	一式	1日1回につき 8,000円
照明設備B	一式	1日1回につき 5,000円
平台	一式	1日1回につき 2,000円
簡易客席	一式	1日1回につき 2,000円
パイプいす	一式	1日1回につき 1,000円
ビデオ撮影装置	一式	1日1回につき 500円
ビデオプロジェクター	1台	1日1回につき 800円
グランドピアノ	1台	1日1回につき 6,000円
アップライトピアノ	1台	1日1回につき 2,000円
ドラム	1台	1日1回につき 3,000円
シンセサイザー	1台	1日1回につき 3,000円
レコーディング設備	一式	1日1回につき 3,000円
楽器Aセット	一式	1日1回につき 2,000円
楽器Bセット	一式	1日1回につき 1,400円
楽器Cセット	一式	1日1回につき 600円

大阪市立芸術創造館条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立芸術創造館条例施行規則（平成12年大阪市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(指定申請の方法の特例)</u></p> <p><u>第6条 条例第16条第1項の規定による通知</u>  <u>を受けた変更後の構成員による連合体（同項に規定する変更後の構成員による連合体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に当該変更後の構成員による連合体及び当該構成員の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該変更後の構成員による連合体の担当者の氏名及び連絡先を記載して、市長が指定する期間内にこれを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条第2項第1号から第7号まで及び第9号の書類</u></p> <p><u>(2) 条例第16条第1項に規定する構成員の変更の内容を明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) 当該変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体（条例第16条第1項に規定する変更前の構成員による連合体をいう。）が提出した前条第2項第8号の事業計画書及び収支予算書に従っ</u></p>	<p>[新設]</p>

て創造館の管理を継続して遂行すること  
を明らかにする書類

(資料の提出の要求等)

第7条 市長は、条例第15条又は第16条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第8条～第10条 [略]

(資料の提出の要求等)

第6条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第7条～第9条 [同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。